

平成25年度教育著作権セミナー  
平成25年7月3日 (SUNS大会議室)

# e-Learning 時代の 著作権とのつきあい方

信州大学附属図書館  
森 一郎

# 本日の内容

1. 用語など
2. 動向
3. 著作物の利用
4. 著作物の円滑な利用

# はじめに

- 著作者は、その著作物を〇〇する権利を専有する。  
(21条など, 21条から28条)
- 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。  
(61条1項)
- 著作権者は、他人に対し、  
その著作物の利用を許諾することができる。(63条1項)
- △△を目的とする場合には、著作物を  
〇〇することができる。(35条など, 30条～50条)

# 1. 用語など

# 著作権

著作者人格権	公表権 (18条) / 氏名表示権 (19条) / 同一性保持権 (20条)
著作権に含まれる権利の種類	複製権 (21条) / 上演権, 演奏権 (22条) / 上映権 (22条の2) / 公衆送信権 (23条) / 口述権 (24条) / 展示権 (25条) / 頒布権 (26条) / 譲渡権 (26条の2) / 貸与権 (26条の3) / 翻訳権, 翻案権 (27条) / 二次的著作物の利用に関する原著作者の権利 (28条)

# 著作隣接権

<b>実演家の権利</b>	氏名表示権 (90条の2) / 同一性保持権 (90条の3) / 録音権, 録画権 (91条) / 放送権, 有線放送権 (92条) / 送信可能化権 (92条の2) / 放送のための固定 (93条) / 放送のための固定等による放送 (94条) / 放送される実演の有線放送 (94条の2) / 商業用レコードの二次使用 (95条) / 譲渡権 (95条の2) / 貸与権 (95条の2)
<b>レコード製作者の権利</b>	複製権 (96条) / 送信可能化権 (96条の2) / 商業用レコードの二次使用 (97条) / 譲渡権 (97条の2) / 貸与権 (97条の3)
<b>放送事業者の権利</b>	複製権 (98条) / 再放送権, 有線放送権 (99条) / 送信可能化権 (99条の2) / テレビジョン放送の伝達権 (100条)
<b>有線放送事業者の権利</b>	複製権 (100条の2) / 放送権, 再有線放送権 (100条の3) / 送信可能化権 (100条の4) / 有線テレビジョン放送の伝達権 (100条の5)

# 大学での教育等に関係 しそうな権利制限規定

著作権の制限	引用 (32条) / 学校その他教育機関における複製 (35条) / 試験問題としての複製 (36条) / 視覚障害者等のための複製等 (37条) / 聴覚障害者等のための複製等 (37条の2) / 営利を目的としない上演等 (38条) / 翻訳, 翻案等による利用 (43条) / 公開の美術の著作物等の利用 (46条) / 複製権の制限により作成された 複製物の譲渡 (47条の10) / 出所の明示 (48条) / 複製物の目的外使用 (49条)
--------	--

# 用語 (1)

著作物	思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの (2条1項1号)
著作権者	著作物を創作する者 (2条1項2号)
複製	印刷、写真、複写、録音、録画などの方法により著作物を有形的に複製すること (2条1項15号)
頒布	有償・無償を問わず、複製物を公衆に譲渡又は貸与すること(映画の著作物の場合は、公衆に提示することを目的として譲渡・貸与することを含む) (2条1項19号)
レコード	蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの (2条1項5号)
映画	映画に類似する視覚的・視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、物に固定されている著作物を含むもの (2条3項)



## 用語 (2)

公衆	演奏	特定かつ多数の者を含む (2条5項)
演		歌唱を含む(録音・録画物の再生を含む) (2条1項16号, 2条7項)
上	演	著作物を演奏以外の方法で演じること(録音・録画物の再生を含む) (2条1項16号, 2条7項)
口	述	朗読等により著作物を口頭で伝達すること(録音・録画物の再生を含み, 実演に該当するものを除く) (2条1項18号, 2条7項)
実	演	著作物を, 演劇的に演じ, 舞い, 演奏し, 歌い, 口演し, 朗詠し, 又はその他の方法により演ずること (2条1項3号)
実	演	俳優, 舞踊家, 演奏家, 歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し, 又は演出する者 (2条1項4号)
上	映	著作物を映写すること(合わせて映画の著作物の音を再生することを含む)(公衆送信されるものを除く) (2条1項17号)

# 用語 (3)

公衆送信	公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと (2条1項7号の2)
自動公衆送信	公衆送信のうち公衆からの求めに応じ自動的に行うもの (2条1項9号の4)
公表	著作権者等によって公衆に対して発行, 上演, 演奏, 上映, 公衆送信, 口述, 展示された状態 (4条1項)
発行	その性質に応じ公衆の要求を満たす部数が複製権者等によって作成され頒布された状態 (3条1項)
翻案	編曲, 変形, 脚色, 映画化などにより新たな著作物を創作すること
二次的著作物	翻訳物・翻案物 (2条1項11号)

# 改めて「著作物」とは？

(著作物の例示)

第10条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 1 小説，脚本，論文，講演その他の言語の著作物
  - 2 音楽の著作物
  - 3 舞踊又は無言劇の著作物
  - 4 絵画，版画，彫刻その他の美術の著作物
  - 5 建築の著作物
  - 6 地図又は学術的な性質を有する図面，図表，模型その他の図形の著作物
  - 7 映画の著作物
  - 8 写真の著作物
  - 9 プログラムの著作物
- 2 [略]
- 3 [略]

## 2. 動向

# 著作権法の改正（1）

改正年	主な改正点
明治32年	著作権法 [旧]
	↳
昭和45年	全面改正 [現行]
昭和53年	許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約との調整
昭和59年	レンタルレコードへの対応, 貸与権
昭和60年	コンピュータプログラムの保護
昭和61年	データベースの保護, 有線送信権
昭和63年	著作隣接権の存続期間延長
平成元年	実演家, レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約との調整
平成3年	レコードの保護強化
平成4年	私的録音録画補償金制度の創設
平成6年	世界貿易機関協定との調整

# 著作権法の改正（2）

改正年	主な改正点
平成8年	写真の保護期間延長
平成9年	インタラクティブ送信への対応, 公衆送信権
平成11年	上映の概念変更, 譲渡権
平成12年	福祉目的の権利制限拡大, 著作権に関する世界知的所有権 機関条約との調整
平成14年	実演家人格権
平成15年	拡大教科書作成の複製権制限, 教育目的等の公衆送信権制 限, 映画の保護期間延長
平成16年	レコード輸入権, 書籍等の貸与権適用除外廃止
平成18年	録音図書等の公衆送信権制限, 行政手続等の複製権制限
平成21年	インターネット等を利用した著作物利用の円滑化, 障害者の情 報利用機会の確保
平成24年	技術的保護手段の範囲拡大, 違法ダウンロード刑罰化, 国立 国会図書館デジタル化資料の自動公衆送信

# 著作権法の改正（3）

改正年	主な改正点
平成11年	行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (行政機関等に提供した未公表著作物の公表のみなし同意)
平成13年	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (独立行政法人等に提供した未公表著作物の公表のみなし同意)
平成19年	映画の盗撮防止に関する法律 (映画の盗撮の私的複製からの除外) ※ 著作権法の条文は改正されていない。
平成20年	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律 (教科用拡大図書に関する利用者と利用法との拡大)
平成21年	国立国会図書館法の一部を改正する法律 (国立国会図書館による官公庁等のWebページの保存)
平成24年	国立国会図書館法の一部を改正する法律 (国立国会図書館によるオンライン資料の収集)

# 「著作物等の教育目的の利用」に関する検討

- ① 授業の過程において例外的に許諾を得ずに複製ができる主体に「学習者」を加えること
- ② 例外的に許諾を得ずに作製された複製物を同一教育機関内で供用にできるようにすること
- ③ 例外的に許諾を得ずに作製された複製物を教科研究会等でも使用できるようにすること
- ④ 教育機関で学ぶ特定学習者に対して授業のための公衆送信を例外的に許諾を得ずにできるようにすること
- ⑤ 遠隔地にいる者を対象に試験を行うため例外的に許諾を得ずに公衆送信することができるようにすること
- ⑥ インターネットによる教育成果の発信のための「複製」「公衆送信」「送信可能化」を例外的に許諾を得ずに利用できる対象とすること

(文化審議会著作権分科会審議経過の概要 (2001) pp.16-20)

※ 著作権法の一部を改正する法律 (平成15年法律第85号)



# 「学校教育関係の権利制限 について」の検討(1)

① eラーニングが推進できるように、学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く)の授業の過程で使用する目的の場合には、必要と認められる限度で、授業を受ける者に対して著作物を自動公衆送信(送信可能化を含む)することについて

➡ 著作権の保護とのバランスに十分配慮するため、いかに要件を限定しつつ、eラーニングの発展のために必要な措置を組み込むべきかなどについて、教育行政及び学校教育関係者による具体的な提案を待って、検討することが適当である。

(文化審議会著作権分科会報告書(2006) pp.33-34)

# 「学校教育関係の権利制限 について」の検討(2)

- ② 第35条第1項の規定により複製された著作物については、「当該教育機関の教育の過程」においても使用できるようにする(目的外使用ではないこととする)とともに、教育機関内のサーバに蓄積することについて
- ➡ 教育行政及び学校教育関係者からの、教育機関におけるサーバ蓄積に係る利用についての具体的な実態を踏まえた運用の指針等を含む具体的な提案を待って、改めて検討することが適当である。
- (文化審議会著作権分科会報告書(2006) pp.34-35)

# 「学校教育関係の権利制限 について」の検討 (3)

- ③ 同一構内における無線LANについても、有線LAN同様、原則として公衆送信にはあたらないこととすることについて
- ➡ 同一構内の無線LANにおけるファイル等の著作物の送信については公衆送信に当たらないとすることが適当である。

(文化審議会著作権分科会報告書 (2006) pp.35-36)

※ 著作権法の一部を改正する法律 (平成18年法律第121号)

# 3. 著作物の利用

# 保護期間

下記以外のもの	著作者の死後50年 (51条2項)
無名又は変名の著作物	著作物の公表後50年 (52条1項)
団体名義の著作物	著作物の公表後50年 (53条1項)
映画の著作物	著作物の公表後70年 (54条1項)

※ 著作者の死亡した日(著作物が公表された日)の属する年の翌年から起算する。

# 保護期間の主な特例等

日本よりも著作権の存続期間が短い国で第一発行された著作物	その国の法律で定める期間 (58条)
戦時加算	英米豪仏などに対し最長で約10年ほか
昭和31年末までに公表された写真の著作物	保護期間満了
昭和28年末までに団体名義で公表された映画の著作物	保護期間満了
昭和45年末までに個人名義で公表された映画の著作物	公表後70年より長ければ著作者の死後38年

# 権利の目的とならない著作物

- 憲法その他の法令 (13条1号)
- 国, 地方公共団体, 独立行政法人, 地方独立行政法人の告示, 訓令, 通達等 (13条2号)
- 裁判所の判決, 決定, 命令など (13条3号)
- 上記の翻訳物, 編集物で国, 地方公共団体, 独立行政法人, 地方独立行政法人が作成するもの (13条4号)

# 授業での文献の読み上げ等

(営利と目的としない上演等)

**第38条** 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2 [略]

3 [略]

4 [次葉]

5 [次々葉]



# 学習・研究指導等での文献等の貸与

(営利と目的としない上演等)

## 第38条 [略]

2 [前葉]

3 [略]

4 公表された著作物(映画の著作物を除く。)は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供することができる。

5 [次葉]

# 映像資料の貸与（※ 参考）

（営利と目的としない上演等）

## 第38条 [前々葉]

2 [略]

3 [略]

4 [前葉]

5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設(営利を目的として設置されているものを除く。)で政令で定めるもの [略] は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第26条に規定する権利を有する者( [略] )に相当な額の補償金を支払わなければならない。

# 映像資料が貸出できる施設（※ 参考）

（映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設）

**第2条の3 法第38条第5項の政令で定める施設**は、次に掲げるものとする。

- 1 国又は地方公共団体が設置する視聴覚教育施設
  - 2 図書館法第2条第1項の図書館
  - 3 前二号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人等が設置する施設で、映画フィルムその他の視聴覚資料を収集し、整理し、保存して公衆の利用に供する業務を行うもののうち、文化庁長官が指定するもの
- 2 文化庁長官は、前項第3号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

（※ 著作権法施行令）

# 授業等のための参考資料等のコピー

(学校その他の教育機関における複製等)

**第35条** 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 [略]

# 参考資料等のコピーの配付

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

第47条の10 [略] 第35条第1項, 第36条第1項 [略] の規定により複製することができる著作物は, これらの規定の適用を受けて作成された複製物( [略] 第35条第1項, 第36条第1項 [略] にあっては, 映画の著作物の複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあっては, 当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。)を除く。)の譲渡により公衆に提供することができる。ただし, [略] 第35条第1項 [略] の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物( [略] 第35条第1項 [略] の規定に係る場合にあっては, 映画の著作物の複製物を除く。)を, [略] 第35条第1項 [略] に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は, この限りでない。

# 情報解析のための複製等

(情報解析のための複製等)

**第47条の7** 著作物は、電子計算機による情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。)を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案(これにより創作した二次的著作物の記録を含む。)を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない。

# 引用

(引用)

**第32条** 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 [略]

# 引用の要件とは

引用の4要件と、よく言われる。しかし、出所表示を要件から除外し、「3要件と1つの条件」とでも言うのがより正しい。ここに3要件とは、引用の対象が「公表された著作物」であり、引用者の表現と引用対象とが「明瞭に区分」されており、引用者の表現と引用対象の著作物との関係が「主従関係」にあることを言う。

(北村行夫, 雪丸真吾「Q&A引用・転載の実務と著作権法」(第2版)  
中央経済社 (2010) p.55)



# 引用の条件

(出所の明示)

**第48条** 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

1 **第32条** [略] の規定により著作物を複製する場合

2 [略]

3 **第32条** の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は**第35条**、**第36条第1項**、**第38条第1項** [略] の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

2 [略]

3 [略]

# ネットワークを利用した試験

(試験問題としての複製等)

**第36条** 公表された著作物については、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は**公衆送信**(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 [略]

# 4. 著作物の円滑な利用

# 図書館の権利者団体との協議（※ 参考）

年	月	組織等名称
平成12年	10月	文化庁著作権審議会マルチメディア小委員会「図書館における著作物等の利用に関するワーキング・グループ」
平成14年	2月	図書館等における著作物等の利用に関する検討
平成14年	11月	図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議
平成16年	5月	図書館における著作物の利用に関する当事者協議会

権利者側団体	学術著作権協会，出版者著作権管理機構，日本映像ソフト協会，日本書籍出版協会，日本文藝家協会
	(オブザーバ) 日本新聞協会，日本複製権センター
図書館側団体	国公立大学図書館協力委員会，全国学校図書館協議会，全国公共図書館協議会，専門図書館協議会，日本図書館協会
	(オブザーバ) 国立国会図書館，日本看護図書館協会

(50音順，平成25年5月現在)

# 図書館と権利者との協議で 作成したガイドライン等（※ 参考）

発行年	ガイドライン
平成15年	大学図書館における文献複写に関する実務要項 <a href="http://www.janul.jp/j/documents/coop/yoko.pdf">http://www.janul.jp/j/documents/coop/yoko.pdf</a>
平成16年	大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン <a href="http://www.janul.jp/j/documents/coop/ill_fax_guideline_090701.pdf">http://www.janul.jp/j/documents/coop/ill_fax_guideline_090701.pdf</a>
平成18年	複製物の写り込みに関するガイドライン <a href="http://www.janul.jp/j/documents/coop/utsurikomi_guideline.pdf">http://www.janul.jp/j/documents/coop/utsurikomi_guideline.pdf</a>
	図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン <a href="http://www.janul.jp/j/documents/coop/ill_copy_guideline.pdf">http://www.janul.jp/j/documents/coop/ill_copy_guideline.pdf</a>
平成22年	図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン <a href="http://www.jla.or.jp/portals/0/html/20100218.pdf">http://www.jla.or.jp/portals/0/html/20100218.pdf</a>

# 電子学習資源に関する検討（※ 参考）

## ● 大学学習資源利用モデル研究会





この分野で先行する4大学と3学術出版社，および関連する団体・企業が電子学習資源の進展に必要な条件，課題について検討し，日本の大学の電子教材コンテンツが広く普及していくための基盤モデルを作るとともに，多くの大学とコンテンツホルダが参加できる具体的環境を提案する。

- 東京大学
- 九州大学
- 慶應義塾大学
- 千葉大学
- 東京大学出版会
- 京都大学学術出版会
- 慶應義塾大学出版会

- ① 全体フレームワーク検討WG
- ② 著作権ガイドライン検討WG
- ③ 広報活動WG

（長丁光則「大学授業教材のゆくえ」オープンエデュケーションは大学をどう変えるのか（2012）pp.27-28）

# Creative Commons License の活用

	表示	作品のクレジットを表示すること
	非営利	営利目的での使用をしないこと
	改変禁止	元の作品を改変しないこと
	継承	元の作品と同じ組み合わせの CCライセンスで公開すること



# Massive Open Online Course への参加

- 東京大学とコーセラ(米国)が大規模公開オンライン講座(MOOC)配信に関する協定を締結(平成25年2月22日)  
[http://www.u-tokyo.ac.jp/public/public01\\_250222\\_j.html](http://www.u-tokyo.ac.jp/public/public01_250222_j.html)
- 日本で最初にedXのコンソーシアムに参加しました。  
(2013年5月21日)  
[http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/news\\_data/h/h1/news7/2013/130521\\_1.htm](http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/news_data/h/h1/news7/2013/130521_1.htm)



# 「間接侵害」について

112条1項では、侵害する者またはそのおそれのある者に対して差止請求できると規定されているが、侵害する者とは誰を指すのか、という人的範囲については明確な規定はない。直接的に侵害する者以外の者(教唆・幫助者)に対する差止請求の可否は、一般には『間接侵害』と呼ばれている問題で、種々の議論があり、判例も多い。間接侵害には、

- ① 侵害物品の譲渡, 所持, 貸与, 輸入等のように, 侵害を拡大させる行為
  - ② 侵害の施設・場所や機器等の提供のように, 侵害を助長する行為
  - ③ プロバイダーのように, 侵害物を拡散する行為
- に大別でき, その態様も一律ではないため, 間接侵害一般ではなく, 個別の議論が必要となる。

(中山信弘「著作権法」有斐閣(2007) p.475)

# 資料

- 文化審議会著作権分科会審議経過の概要（平成13年12月）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/toushin/011201.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/011201.pdf)
- 文化審議会著作権分科会報告書（平成18年1月）  
[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/singi\\_houkokusho\\_1801.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/singi_houkokusho_1801.pdf)
- 著作権等管理事業者検索「全事業者表示」  
<http://www.bunka.go.jp/ejigyou/script/ipzenframe.asp>
- 学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン  
[http://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/act\\_article35\\_guideline.pdf](http://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/act_article35_guideline.pdf)
- 長丁光則「大学授業教材のゆくえ」（CCC-TIESシンポジウム「オープンエデュケーションは大学をどう変えるのか」2012年12月8日）  
<http://www.cccties.org/wp/wp-content/uploads/2012/12/08.pdf>